

第4次草津市男女共同参画推進計画見直しにかかる市民意識調査について

「第4次草津市男女共同参画推進計画」は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、5年目の令和7年度に中間年度を迎え、これまでの取り組みの成果や課題を検証し、社会情勢や意識の変化に合わせた、より実効性のある計画とするため後期計画を策定します。その基礎資料とするため、令和6年度に「草津市男女共同参画についてのアンケート調査（市民意識調査）」を行います。

1. 草津市男女共同参画についてのアンケート調査（市民意識調査）

【調査目的】

男女共同参画にかかる市民の意識を調査し、今後の施策推進のための基礎資料とする。

【調査概要】

調査対象	市民3,000人（住民基本台帳の20歳以上の市民から年齢・居住地域の2段階による層化無作為抽出）
調査方法	郵送による配布、 郵送・インターネット（回答者が選択できるように）による回収 調査実施は事業者へ委託
調査項目	前回調査（令和元年度実施）の調査項目を基本として、項目の追加、訂正削除をしていく。調査項目数は前回と同程度とする。

2. 調査項目の参考とする男女共同参画に関する調査

○国、県における男女共同参画に関する意識調査

R元年10月 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（滋賀県）

R2年12月 男女間における暴力に関する調査（内閣府）

R4年11月 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

○市（他課）における男女共同参画に関する調査項目

R5年11月 令和5年度「人権・同和問題」に関する市民意識調査（人権センター）

R6年 2月 「草津市のまちづくりについての市民意識調査」（企画調整課）

3. 令和6年度スケジュール

4月～ 6月	調査項目の整理・分析
7月	第1回男女共同参画審議会 調査項目案
8月～10月	アンケート調査実施
11月～1月	調査結果と各課現状分析
2月	第2回男女共同参画審議会 調査結果報告、現状と課題分析

4. 前回（令和元年度）調査票から、今回の調査で追加・訂正したい項目

①「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（※）の項目の追加

◆問5（P5） 男女共同参画の事項や用語の認知度の項目

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（※）」を追加

◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関し施策の検討項目を追加

②問18、19（P13、P14）男女共同参画センター設置にあたって追加した質問項目を、問20特に力を入れるべき施策に集約

（※）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

○女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、女性支援強化のため新たに議員立法により制定された。

○目的には「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

○国・地方公共団体の責務＝困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

○支援対象者が、「意思を尊重されながら」「置かれた状況に応じて、きめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより」、「その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現」することが目的

○性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が施策の対象